

山梨県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）において行う福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）の信頼性、透明性を確保するとともに評価の普及・定着に資することを目的とする。

(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 第11条の規定により認証を取り消された法人については、その取り消しの日から運営委員会が定める期間を経過していること。
- (4) 評価調査者は、評価を行うのに必要な資格や経験を有し、推進機構が実施する評価者養成研修、又は推進機構が指定する研修を受講している者で、かつ推進機構が公表する名簿に登載されている者であって、当該評価機関を主たる所属とする者が3人以上所属していること。
- (5) 評価を決定するため、評価決定委員会等を設置していること。
- (6) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び、責任者の設置等苦情対応体制を設置していること。

(認証の申請)

第3条 山梨県内で評価しようとする法人は、推進機構の認証する評価機関とならなければならない。

2 認証の申請は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（以下「申請書」という。）に次に掲げる分野ごとに、申請書（様式1）に掲げる必要な書類を添付して行う。

- (1) 児童福祉施設分野
- (2) 障害児・者施設分野
- (3) 高齢者施設分野

(認証)

第4条 評価機関の認証については、認証・公表専門委員会において調査検討し、認証の可否について推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）で決定する。

(認証の通知)

第5条 推進機構は、運営委員会の決定に基づき評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」を交付する。

2 推進機構は、運営委員会の決定に基づき評価機関を認証しないこととしたときは、

「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」を交付する。

(認証料)

第6条 前条第1項の規定により認証を受けた法人は、認証料を推進機構に納めなければならない。

- 2 認証料の額は、100,000円とする。
- 3 既に納めた認証料は、返還しないものとする。

(認証の要件)

第7条 評価機関は次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 所属する評価調査者に、評価調査者自らが関係するサービス事業者の評価を行わせないこと。
- (2) 一件の評価は3人以上の評価調査者が一貫して実施すること。なお、評価結果は、評価機関が設置する評価決定委員会において当該評価調査者を含む委員の合議により決定すること。
- (3) 福祉サービスを提供する事業者及び当該事業を営する者（以下「事業者」という。）が、評価機関の構成員等のうち半数を超えている場合には、原則として構成員等になっている事業者の評価は実施しないこと。
ただし、外部の委員で構成する第三者性を有した委員会を設置し、評価を決定する際には、評価結果について、あらかじめ同委員会の承諾を得る場合にはこの限りではない。
- (4) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。
- (5) 推進機構の定める評価手法及び評価項目をすべて取り込んで評価を行うこと。また、評価を実施した評価調査者、評価手順、評価項目の評価結果等について推進機構の定める様式を用いて報告すること。
- (6) 前項の評価結果等の報告内容を、推進機構が公表することを承諾すること。サービス事業者が評価結果等の一部または全部について公表を望まない場合は、その理由を附して推進機構に報告すること。その場合、推進機構が公表を望まない旨が附されていることを認証・公表専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するとともに、その旨を公表することを、承諾すること。
- (7) 所属する評価調査者には、推進機構が実施するフォローアップ研修を受講させること。
- (8) 次の内容を開示すること。
 - ア 所属する評価決定委員会委員・評価調査者一覧（委員・評価調査者の氏名、経歴、研修受講歴を含む）
 - イ 評価事業の実績一覧

(9) 次の規程等を整備して開示すること。

- ア 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程
- イ 評価手順・手法に関するもの
- ウ 守秘義務に関する規程
- エ 倫理規程
- オ 料金表

(10) 当該法人の毎事業年度終了後、速やかに推進機構の定めた事項について、「現況報告書」（様式２）により推進機構へ報告すること。

(11) 次の書類について、推進機構が、必要に応じ公表することを承諾すること。

- ア 第３条に規定する申請書及び必要な添付書類
- イ 第９条に規定する「認証時申請内容変更届」（様式３）及び必要な添付書類
- ウ 前号の「現況報告書」

(12) 推進機構が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力すること。

（認証の有効期間）

第８条 認証の有効期間は３年間とする。

（変更の届け）

第９条 第３条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から３０日以内に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

（認証の辞退）

第１０条 評価機関は「認証辞退届」（様式４）の提出により、認証を辞退することができる。

（認証の取消）

第１１条 運営委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、専門委員会において調査検討し、必要があると認めるときは認証取消しの決定をする。

- (1) 第２条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 第７条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

２ 推進機構は、運営委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消す。

３ 推進機構は、運営委員会の決定に基づき評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」を交付する。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、実施要領で定める。

附 則

本要綱は平成17年6月20日から施行する。

附 則

平成17年10月18日 一部改正（第6条全文改正、別表1削除）

平成18年6月27日 一部改正（第3条 2 (3)追加）